

参議院日米安全保障条約等特別委員会会議録第一号

昭和三十五年三月十六日(水曜日)午前
十時四十九分開会

昭和三十五年三月九日議長において本
委員を左の通り指名した。

青木 一男君
青柳 秀夫君
井上 清一君
鹿島守之助君
木内 四郎君
木村篤太郎君
草葉 隆圓君
鯛木 亨弘君
後藤 義隆君
笹森 順造君
杉原 荒太君
鈴木 恭一君
苦米地英俊君
永野 護君
鍋島 直紹君
野村吉三郎君
堀木 鐵三君
増原 恵吉君
吉武 恵市君
大矢 正君
岡 三郎君
加藤シヅエ君
亀田 得治君
栗山 良夫君
小林 孝平君
佐多 忠隆君
羽生 三七君
森 元治郎君
大和 与一君
曾祢 益君
田畑 金光君

委員の異動

三月十日委員石黒忠篤君は逝去され
た。
三月十一日議長において杉山昌作君を
委員に指名した。
三月十五日委員亀田得治君辞任につ
き、その補欠として久保等君を議長に
おいて指名した。
本日委員加藤シヅエ君、曾祢益君、久
保等君及び石田次男君辞任につき、そ
の補欠として高田なほ子君、向井長年
君、亀田得治君及び千田正君を議長に
おいて指名した。

出席者は左の通り。

委員長 草葉 隆圓君
理事 井上 清一君
鯛木 亨弘君
増原 恵吉君
吉武 恵市君
小林 孝平君
田畑 金光君
辻 政信君
佐藤 尚武君

委員

青木 一男君
青柳 秀夫君
鹿島守之助君
木内 四郎君
木村篤太郎君
後藤 義隆君

事務局側

常任委員 渡辺 信雄君
会専門員 杉山 昌作君
千田 正君
向井 長年君
大和 与一君
森 元治郎君
羽生 三七君
高田なほ子君
佐多 忠隆君
栗山 良夫君
久保 等君
岡 三郎君
大矢 正君
鯛木 亨弘君
野村吉三郎君
鍋島 直紹君
永野 護君
苦米地英俊君
鈴木 恭一君
杉原 荒太君
笹森 順造君
後藤 義隆君

本日の会議に付した案件

○委員長の互選
○理事の互選

〔年長者野村吉三郎君、飯委員長と
なる〕

○飯委員長(野村吉三郎君) ただいま
から日米安全保障条約等特別委員会を
開会いたします。

まず、委員の異動について報告いた
します。
去る三月十一日、石黒忠篤君の補欠
として杉山昌作君が選任されました。

昨十五日、亀田得治君が委員を辞任さ
れ、その補欠として久保等君が選任さ
れました。本日、曾祢益君、石田次男
君及び加藤シヅエ君がそれぞれ委員を
辞任され、その補欠として向井長年
君、千田正君、高田なほ子君がそれぞ
れ選任されました。

○飯委員長(野村吉三郎君) 本院規則
第八十条により、年長のゆえをもちま
して私が選挙管理となり、委員長の
互選を行ないます。

〔栗山良夫君「議事進行」云々〕

○飯委員長(野村吉三郎君) 栗山君。
○栗山良夫君 私は、こういう特別委
員会の委員長以下理事を選任いたしま
す。委員会におきまして、恒例であり
ます。冒頭に議事進行の発言
を求めるといふようなことは、おそら
く例がなかったと思ひます。にもかか
りませず、あえて議事進行の発言を
いたしました。発言のお話しをお願い
いたしましたゆえんは、当委員
会の重要性にかんがみまして、われわ
れは誠心誠意、熱心に、国民の期待に
こたえて審議をいたしたいと考えてお
ります。その重要な委員会を司
会されるところの委員長の問題につ
きまして、何としても看過し得ない重要
なできごとが昨晩起きたからでありま
す。皆様の中には、おそろくすでに、
かく私が申しますれば、お気づきの方
もあろうかと思ひますが、昨晩十時三
十分から日本放送は、ラジオ放送を通
じまして、参議院の安全保障条約特別
委員会の委員長なる人と日本放送の放

送記者とが、委員会の運営その他につ
きまして、約三十分間にわたって全国
放送を行なったのであります。皆様御
承知のように、この委員会は、ただい
まこれから委員長及び理事を選任する
のであります。われわれは、すべて本
会議において選任せられました安全保
障条約の委員でしかないので。その
委員でしかない者が、どういふ資格で
委員長としてのインタビューを行な
い、そしてラジオ放送を行なったので
ありましょうか。私は、その人が委員
長の候補者に擬せられていない人であ
ります。ならば問題にいたしません。本
日の選挙によつてどういふことになる
か知りませんが、自民党から一名、社
会党から一名、委員長の候補者が立候
補せられる由に承つております。その
自民党の方の委員長候補に擬せられて
おる人が、さういふことを行なわれたの
でありますから、何としても看過す
ることができないのであります。しか
も、その内容につきましても、昨晩私
は、幸いとおおむね初めから全部聞い
て、ここに筆記をいたしております。
が、重要な問題点が数点あります。
この委員会の運営につきましても、われ
われが看過することのできない重要な
所信表明が数点あるのであります。
従つて、われわれといたしましては、こ
ういふ委員会を監視するやうな態度を
とられた委員長候補者がもし委員長に
なられるといふことでありますならば、
この安全保障条約の審議の上におきま
して、心々ならかにして誠心誠意審議を尽
くすといふやうなことができないので

はないかと、非常に心配をいたすものであります。

たとえて申しますならば、その内容の第一は、これは放送記者の質問であります。「あなたは、かつて国会対策委員長を勤め、また先ほどのベトナム条約のときにもいろいろと努力をされた、いわば国会の議事運営に対するベテランである。そのベテランが重要な安全保障条約の委員長になられたのであるからして、どういう状態でやりになるか。」こういう工合に申しましたときに——これはまあ私が十時三十分からの放送ということをお願いしたから、昨日のラジオの放送番組をごらんになれば、名前はひとりでもわかります。草葉隆圓君であります。その草葉隆圓君が、「今まで私は、野党と議事進行については腹を割って話し合をしてきた。ある限度までは協議して、これから先はけんかをしようじゃないかと、こういうことで、工合よくやってきました。」と、こういうことであります。私もこの安全保障条約の委員会において、けんかをしようなんということはいさかも考えていない。委員長がそういう工合に、けんかをしようじゃないかというようにことをラジオを通じて国民に広く訴えるなんということは、全くもってけしからぬことであります。それから第二の問題としては、参議院へ安全保障条約が正規に送られてくるのは一体いつごろであるか。」こういうことにつきましては、「四月の中旬ごろにぜひとも得たい。」と、これは委員長としての発言であります。さらに、「単独審議は一体するの、しないのか。」こういう放送記者の質問に對しましては、単独審議を行

なうとは言われませんでした。が、きわめて重要な発言があります。それは、「審議は熱心に行なう。しかし、最後になるという、同じような質問が出る、その辺で一応もう質問はないものと見る。そのときに最後に残るのは採決だけである。採決だけならば、野党が出なくても、もう審議は済んだのだから一向かまわない。」という意味の、あたかも単独審議をおこなうがごとき発言があったのであります。その他重要な問題がさらに政局の問題等でありましたが、とにかくこういう不穏当な言辭を弄せられた草葉隆圓君——私はただいま住所も同じであります、個人的にはいささかもそういうことをとやかく申し上げる間柄ではないのであります。安全保障条約の本案議において選ばれた委員といたしましては、看過することができないのであります。こういう軽率なる言辭をとられる委員、それが委員長候補に選ばれたということにつきましては、何としても私、了解し得ないので、ただいま私個人の希望といたしましては、わが党においても、この問題は、本日午前中の役員会におきまして、重要な問題として処置することに決定をいたしておきますから、委員長の選挙を行なわれる前に、暫時休憩をせられまして、そしてこの問題をどうするかということについて御善処をお願いしたいと思いますわけでありませう。

○井上清一君 私は、本委員会の委員長の互選の方法に關しましては、参議院規則によりまして、投票によることの動議を提出いたします。（賛成）休

憩の動議が出ているのですよ」と呼ぶ者あり）

○小林孝平君 ただいま栗山君から休憩の動議が出ましたけれども、こういうことを直ちに採決でどうこうするといふことは、本委員会の運営上適當を欠きますので、ちよつと速記をとめていただきます。懇談をやりたいたいと思ひますから……。

午前十一時五十九分速記中止

○仮委員長（野村吉三郎君）速記をとめて下さい。

午前十一時二十二分速記開始

○仮委員長（野村吉三郎君）速記を始めて下さい。

ただいまの栗山君の議事進行に關する発言の内容につきましては、草葉君において善処されることを望みます。

○草葉隆圓君 私の対談のことにつきまして、大へんいろいろ皆さん方に御心配をかけたと申しますか、疑議を生ずるようなことがありまして、まことに恐縮に存じます。実は、数日前の対談のときに、決して委員長というつもりじゃないに、今後の運営というものはどうだということ話したのであります。このことを悪しからず御了承いただきたいと思います。

○栗山良夫君 私は、ただいまの草葉君の昨晚の放送に対する御釈明は、釈然といたしません。委員長としての立場でないとおっしゃいましたが、これは昨晚の放送の録音を一本ここへ取り寄せてお聞きになった方がはつきりいたします。また、そういうことでありますからこそ、「時の人」ということで三十分から三十分間対談をやったのだから、そういう言ひのがれの言辭は

いささかもこれを許すわけにはいきません。しかし、きよりは重要な安全保障条約の特別委員会の発足の日でありますから、私は満足であります。が、もし万が一にも草葉隆圓君が委員長に選挙をせられ御當選になるといふようなことがありました場合には、あらためて本件を問題にいたしたいといふことを保留をいたしまして、発言を終わります。

○仮委員長（野村吉三郎君）本院規則第八十条により、年長のゆえをもちまして私が選挙管理者となり、委員長の互選を行ないます。つきましては、互選の方法はいかがいたしましてようか。

○井上清一君 本委員会の委員長の互選の方法に關しましては、参議院規則によりまして無名投票によることの動議を提出いたします。

〔賛成と呼ぶ者あり〕

○仮委員長（野村吉三郎君）ただいまの井上君の動議に御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○仮委員長（野村吉三郎君）御異議ないと認めます。それではこれより投票を行なうことにいたします。投票用紙を配付させます。

〔事務局員投票用紙を配付〕

○仮委員長（野村吉三郎君）これより投票をお願いいたします。念のため申し上げますが、投票は無名投票でございます。ただいま配付いたさせました投票用紙に、被選挙人の氏名を御記入願います。

〔投票執行〕

○仮委員長（野村吉三郎君）投票漏れございませんか。——投票漏れはないと認めます。事務局員をして投票を計算いただきます。

〔事務局員投票を計算〕

○仮委員長（野村吉三郎君）開票の結果を御報告いたします。

投票総数 三十五票
草葉 隆圓君 十九票
佐多 忠隆君 十三票
木内 四郎君 二票
佐藤 尚武君 一票

よつて草葉隆圓君が最多数を得られましたので委員長に當選されました。

〔参照〕

委員長選挙投票者氏名
青木 一男君 青柳 秀夫君
井上 清一君 鹿島守之助君
木内 四郎君 木村篤太郎君
草葉 隆圓君 木村 亨弘君
後藤 義隆君 笹森 順造君
杉原 荒太君 鈴木 恭一君
苦米地英俊君 永野 護君
鍋島 直紹君 野村吉三郎君
堀木 鐵三君 増原 恵吉君
吉武 恵市君 大矢 正君
岡 三郎君 久保 等君
栗山 良夫君 小林 孝平君
佐多 忠隆君 高田なほ子君
羽生 三七君 森 元治郎君
大和 与一君 田畑 金光君
向井 長年君 千田 正君
辻 政信君 佐藤 尚武君
杉山 昌作君

○仮委員長（野村吉三郎君）ただいま草葉隆圓君にこの席を譲ります。ありがとうございます。

〔草葉隆圓君委員長長席に着く〕

○委員長(草葉隆國君) この際、一言ごあいさつを申し上げたいと存じます。このたび、はからずも、今期国会におきまして最も重要案件といわれております新安全保障条約関係の特別委員会の委員長に就任することに相なりまして、職責の重大なことを痛感いたしておる次第でございます。この上は、ひとえに委員の皆さま方の絶大な御協力をいただきまして、ひたすら職責を全ういたしたいと存じておる次第でございます。何分よろしくお願いを申し上げます。(拍手)

○委員長(草葉隆國君) これより理事の互選をいたしたいと存じます。ちよつと速記をとめて。

〔速記中止〕

○委員長(草葉隆國君) 速記を始めただいま委員の異動がございました。久保等君が委員を辞任され、その補欠として亀田得治君が選任されました。

○委員長(草葉隆國君) これより理事の互選を行ないます。本委員会の理事の数につきましては、これを九名とし、互選の方法は、成規の手続を省略して、その指名を委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議はございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(草葉隆國君) 御異議ないと認めます。

それでは理事に井上清一君、鈴木孝平君、増原恵吉君、吉武恵市君、小林孝平君、亀田得治君、田畑金光君、辻政信君及び佐藤尚武君を指名いたします。

○委員長(草葉隆國君) 別に御発言もございませんければ、本日はこれにて散会いたします。午前十一時三十八分散会

三月九日予備審査のため、本委員会に左の案件を付託された。

一、日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約の締結について承認を求めるの件
二、日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六條に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の締結について承認を求めるの件

日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約の締結について承認を求めるの件
日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約の締結について、日本国憲法第七十三條第三号ただし書の規定に基づき、国会の承認を求める。

日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約

日本国及びアメリカ合衆国は、両国の間に伝統的に存在する平和及び友好の関係を強化し、並びに民主主義の諸原則、個人の自由及び法の支配を擁護することを希望し、また、両国の間の一層緊密な経済的協力を促進し、並びにそれぞれの国における経済的安定及び福祉の条

件を助長することを希望し、国際連合憲章の目的及び原則に対する信念並びにすべての国民及びすべての政府とともに平和のうちに生きようとする願望を再確認し、

両国が国際連合憲章に定める個別的又は集団的自衛の固有の権利を有していることを確認し、
両国が極東における国際的平和及び安全の維持に共通の関心を有することを考慮し、
相互協力及び安全保障条約を締結することを決意し、
よつて、次のとおり協定する。

第一条

締約国は、国際連合憲章に定めるところに従い、それぞれが関係することのある国際紛争を平和的手段によつて国際的平和及び安全並びに正義を危うくしないように解決し、並びにそれぞれの国際関係において、武力による威嚇又は武力の行使を、いかなる国の領土保全又は政治的独立に対するものも、また、国際連合の目的と両立しない他のいかなる方法によるものも慎むことを約束する。

第二条

締約国は、他の平和愛好国と協同して、国際的平和及び安全を維持する国際連合の任務が一層効果的に遂行されるように国際連合を強化することに努力する。

に貢献する。締約国は、その国際経済政策における違いを除くことに努め、また、両国の間の経済的協力を促進する。

第三条

締約国は、個別的に及び相互に協力して、継続的かつ効果的な自助及び相互援助により、武力攻撃に抵抗するそれぞれの能力を、憲法上の規定に従うことを条件として、維持し発展させる。

第四条

締約国は、この条約の実施に関して随時協議し、また、日本国の安全又は極東における国際的平和及び安全に対する脅威が生じたときはいつでも、いづれか一方の締約国の要請により協議する。

第五条

各締約国は、日本国の施政の下にある領域における、いづれか一方に対する武力攻撃が、自国の平和及び安全を危うくするものであることを認め、自国の憲法上の規定及び手続に従つて共通の危険に対処するように行動することを宣言する。

前記の武力攻撃及びその結果として執つたすべての措置は、国際連合憲章第五十一條の規定に従つて直ちに国際連合安全保障理事会に報告しなればならない。その措置は、安全保障理事会が国際的平和及び安全を回復し及び維持するために必要な措置を執つたときは、終止しなればならない。

第六条

日本国の安全に寄与し、並びに極東における国際的平和及び安全の維持に寄与するため、アメリカ合衆国は、その陸軍、空軍及び海軍が日本国において施設及び区域を使用することを許される。

前記の施設及び区域の使用並びに日本国における合衆国軍隊の地位は、千九百五十二年二月二十八日に東京で署名された日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障条約第三條に基く行政協定(改正を含む)に代わる別個の協定及び合意される他の取極により規律される。

第七条

この条約は、国際連合憲章に基づく締約国の権利及び義務又は国際的平和及び安全を維持する国際連合の責任に対しては、どのような影響も及ぼすものではなく、また、及ぼすものと解釈してはならない。

第八条

この条約は、日本国及びアメリカ合衆国により各自の憲法上の手続に従つて批准されなければならない。この条約は、両国が東京で批准書を交換した日に効力を生ずる。

第九条

千九百五十一年九月八日にサン・フランシスコ市で署名された日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障条約は、この条約の効力発生の際に効力を失う。

第十条

この条約は、日本区域における国際的平和及び安全の維持のため十分な定めをする国際連合の措置が効力を生じたとき日本国政府及びアメリカ合衆国政府が認める時まで効力を有する。

もつとも、この条約が十年間効力を存続した後は、いずれの締約国も、他方の締約国に対しこの条約を終了させる意思を通告することができ、その場合には、この条約は、そのような通告が行なわれた後一年で終了する。

以上の証拠として、下名の全権委員は、この条約に署名した。

千九百六十年一月十九日にワシントンで、ひとしく正文である日本語及び英語により本書二通を作成した。

日本国のために

岸 信介

藤山愛一郎

石井光次郎

足立 正

朝海浩一郎

アメリカ合衆国のために

クリスチャン・A・ハー

ター

ダグラス・マックアーサー

二世

J・グレイアム・パースンズ

交換公文

(条約第六条の実施に関する交換公文)

書簡をもつて啓上いたします。本大臣は、本日署名された日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約に言及し、次のことが同条約第六条の実施に関する日本国政府の了解であることを閣下に通報する光栄を有します。

合衆国軍隊の日本国への配置における重要な変更、同軍隊の装備における重要な変更並びに日本国から行なわれる戦闘作戦行動(前記の条約第五條の規定に基づいて行なわれるものを除く)のための基地としての日本国内の施設及び区域の使用は、日本国政府との事前の協議の主題とする。

本大臣は、閣下が、前記のことがアメリカ合衆国政府の了解でもあることを貴国政府に代わつて確認されれば幸いであります。

本大臣は、以上を申し進めるに際し、ここに重ねて閣下に向かつて敬意を表します。

千九百六十年一月十九日にワシントンで

岸 信介

アメリカ合衆国國務長官

クリスチャン・A・ハーター

閣下

書簡をもつて啓上いたします。本長官は、本日付けの閣下の次の書簡を受領したことを確認する光栄を有します。

書簡をもつて啓上いたします。

本大臣は、本日署名された日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約に言及し、次のことが同条約第六條の実施に関する日本国政府の了解であることを閣下に通報する光栄を有します。

合衆国軍隊の日本国への配置における重要な変更、同軍隊の

装備における重要な変更並びに日本国から行なわれる戦闘作戦行動(前記の条約第五條の規定に基づいて行なわれるものを除く)のための基地としての日本国内の施設及び区域の使用は、日本国政府との事前の協議の主題とする。

本大臣は、閣下が、前記のことがアメリカ合衆国政府の了解でもあることを貴国政府に代わつて確認されれば幸いであります。

本大臣は、以上を申し進めるに際し、ここに重ねて閣下に向かつて敬意を表します。

本長官は、前記のことがアメリカ合衆国政府の了解でもあることを本長官に代わつて確認する光栄を有します。

本長官は、以上を申し進めるに際し、ここに重ねて閣下に向かつて敬意を表します。

千九百六十年一月十九日

アメリカ合衆国國務長官

クリスチャン・A・ハー

ター

日本国總理大臣 岸信介閣下

(吉田・アチソン交換公文等に関する交換公文)

書簡をもつて啓上いたします。本長官は、千九百五十二年九月八日にサン・フランシスコ市で署名されたアメリカ合衆国と日本国との間の安全保障条約、同日日本国内閣總理大臣吉田茂とアメリカ合衆国國務長官デイーン・アチソンとの間に行

なわれた交換公文、千九百五十四年二月十九日に東京で署名された日本国における国際連合の軍隊の地位に関する協定及び本日署名されたアメリカ合衆国と日本国との間の相互協力及び安全保障条約に言及する光栄を有します。次のことが、本長官の了解であります。

1 前記の交換公文は、日本国における国際連合の軍隊の地位に関する協定が効力を有する間、引き続き効力を有する。

2 前記の協定第五條にいう「日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障条約に基いてアメリカ合衆国の使用に供せられている施設及び区域」とは、相互協力及び安全保障条約に基いてアメリカ合衆国が使用を許される施設及び区域を意味するものと了解される。

3 千九百五十年七月七日の安全保障理事會決議に従つて設置された国際連合統一司令部の下にある合衆国軍隊による施設及び区域の使用並びに同軍隊の日本国における地位は、相互協力及び安全保障条約に従つて行なわれる取極により規律される。

本長官は、閣下が、前各号に述べられた本長官の了解が貴国政府の了解でもあること及びこの了解が千九百六十年一月十九日にワシントンで署名された相互協力及び安全保障条約の効力の発生の日から実施されるものであることを貴国政府に代わつて確認されれば幸いであります。本長官は、以上を申し進めるに際

し、ここに重ねて閣下に向かつて敬意を表します。

千九百六十年一月十九日

アメリカ合衆国國務長官

クリスチャン・A・ハー

ター

日本国總理大臣 岸信介閣下

書簡をもつて啓上いたします。本大臣は、本日付けの閣下の次の書簡を受領したことを確認する光栄を有します。

書簡をもつて啓上いたします。本長官は、千九百五十二年九月八日にサン・フランシスコ市で署名されたアメリカ合衆国と日本国との間の安全保障条約、同日日本国内閣總理大臣吉田茂とアメリカ合衆国國務長官デイーン・アチソンとの間に行なわれた交換公文、千九百五十四年二月十九日に東京で署名された日本国における国際連合の軍隊の地位に関する協定及び本日署名されたアメリカ合衆国と日本国との間の相互協力及び安全保障条約に言及する光栄を有します。次のことが、本長官の了解であります。

1 前記の交換公文は、日本国における国際連合の軍隊の地位に関する協定が効力を有する間、引き続き効力を有する。

2 前記の協定第五條にいう「日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障条約に基いてアメリカ合衆国の使用に供せられている施設及び区域」とは、相互協力及び安全保障条約に基づい

てアメリカ合衆国が使用を許される施設及び区域を意味するものと了解される。

3 千九百五十年七月七日の安全保障理事会決議に従つて設置された国際連合統一司令部の下にある合衆国軍隊による施設及び区域の使用並びに同軍隊の日本国における地位は、相互協力及び安全保障条約に従つて行なわれる取極により規律される。

本長官は、閣下が、前各号に述べられた本國政府の了解が貴國政府の了解でもあること及びこの了解が千九百六十年一月十九日にワシントンで署名された相互協力及び安全保障条約の効力の発生の日から実施されるものであることを貴國政府に代わつて確認されれば幸いでありませう。

本大臣は、前記のことが日本國政府の了解でもあることを本國政府に代わつて確認する光榮を有します。本大臣は、以上を申し進めるに際し、ここに重ねて閣下に向かつて敬意を表します。

千九百六十年一月十九日にワシントンで

岸 信介

アメリカ合衆国國務長官

クリスチャン・A・ハーター

閣下

(相互防衛援助協定に関する交換公文)

書簡をもつて啓上いたします。本長官は、本日署名されたアメリカ合

衆国と日本国との間の相互協力及び安全保障条約に言及する光榮を有します。千九百五十四年三月八日に東京で署名されたアメリカ合衆国と日本国との間の相互防衛援助協定において千九百五十年九月八日にサン・フランシスコで署名されたアメリカ合衆国と日本国との間の安全保障条約及びアメリカ合衆国と日本国との間の安全保障条約第三條に基く行政協定に言及しているときは、相互協力及び安全保障条約及びアメリカ合衆国と日本国との間の相互協力及び安全保障条約第六條に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定に該当する規定があれば、これに言及しているものとみなすことがアメリカ合衆國政府の了解であります。

本長官は、閣下が、前記のことが日本國政府の了解でもあること及びこの了解が相互協力及び安全保障条約の効力発生の日から実施されるものであることを貴國政府に代わつて確認されれば幸いでありませう。本長官は、以上を申し進めるに際し、ここに重ねて閣下に向かつて敬意を表します。

千九百六十年一月十九日

アメリカ合衆国國務長官

クリスチャン・A・ハーター

閣下

日本國總理大臣 岸信介閣下

書簡をもつて啓上いたします。本大臣は、本日付けの閣下の次の書簡を受領したことを確認する光榮を有します。

書簡をもつて啓上いたします。本長官は、本日署名されたアメリカ合衆国と日本国との間の相互協力及び安全保障条約に言及する光榮を有します。千九百五十四年三月八日に東京で署名されたアメリカ合衆国と日本国との間の相互防衛援助協定において千九百五十年九月八日にサン・フランシスコで署名されたアメリカ合衆国と日本国との間の安全保障条約及びアメリカ合衆国と日本国との間の安全保障条約第三條に基く行政協定に言及しているときは、相互協力及び安全保障条約及びアメリカ合衆国と日本国との間の相互協力及び安全保障条約第六條に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定に該当する規定があれば、これに言及しているものとみなすことがアメリカ合衆國政府の了解であります。

本長官は、閣下が、前記のことが日本國政府の了解でもあること及びこの了解が相互協力及び安全保障条約の効力発生の日から実施されるものであることを貴國政府に代わつて確認されれば幸いでありませう。本大臣は、前記のことが日本國政府の了解でもあることを本國政府に代わつて確認する光榮を有します。

本大臣は、以上を申し進めるに際し、ここに重ねて閣下に向かつて敬意を表します。

千九百六十年一月十九日にワシントンで

岸 信介

アメリカ合衆国國務長官

クリスチャン・A・ハーター

閣下

日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六條に基く施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の締結について、日本國憲法第七十三條第三号ただし書の規定に基づき、国会の承認を求める。

日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六條に基く施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定

日本国及びアメリカ合衆国は、千九百六十年一月十九日にワシントンで署名された日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六條の規定に従い、次に掲げる条項によりこの協定を締結した。

第一条

この協定において、

(a) 「合衆国軍隊の構成員」とは、日本国の領域にある間におけるアメリカ合衆国の陸軍、海軍又は空軍に属する人員で現に服役中のものをいう。

(b) 「軍属」とは、合衆国の国籍を有する文民で日本国にある合衆国軍隊に雇用され、これに勤務し、又はこれに随伴するもの（通常日本国に居住する者及び第十四條一に掲げる者を除く）をいう。この協定のみの適用上、合衆国及び日本国の二重国籍者で合衆国が日本国に入れたものは、合衆国民とみなす。

(c) 「家族」とは、次のものをいう。
(1) 配偶者及び二十一才未満の子
(2) 父、母及び二十一才以上の子で、その生計費の半額以上を合衆国軍隊の構成員又は軍属に依存するもの

第二条

(a) 合衆国は、相互協力及び安全保障条約第六條の規定に基づき、日本国内の施設及び区域の使用を許される。個々の施設及び区域に関する協定は、第二十五條に定める合同委員会を通じて両政府が締結しなければならぬ。「施設及び区域」には、当該施設及び区域の運営に必要な現存の設備、備品及び定着物を含む。

(b) 合衆国が日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障条約第三條に基く行政協定の終了の時に使用している施設及び区域は、

両政府が(四)の規定に従つて合意した施設及び区域とみなす。

2 日本国政府及び合衆国政府は、いずれか一方の要請があるときは、前記の取極を再検討しなければならず、また、前記の施設及び区域を日本国に返還すべきこと又は新たに施設及び区域を提供することを合意することができる。

3 合衆国軍隊が使用する施設及び区域は、この協定の目的のため必要でなくなつたときは、いつでも、日本国に返還しなければならぬ。合衆国は、施設及び区域の必要性を前記の返還を目的としてたえず検討することに同意する。

4 (a) 合衆国軍隊が施設及び区域を一時的に使用していないときは、日本国政府は、臨時にそのような施設及び区域をみずから使用し、又は日本国民に使用させることができる。ただし、この使用が、合衆国軍隊による当該施設及び区域の正規の使用の目的にとつて有害でないことが合衆委員会を通じて両政府間合意された場合に限る。

(b) 合衆国軍隊が一定の期間を限つて使用すべき施設及び区域に關しては、合同委員会は、当該施設及び区域に關する協定中に、適用があるこの協定の規定の適用を明記しなければならぬ。

第三条

1 合衆国は、施設及び区域内において、それらの設定、運営、警護

及び管理のため必要なすべての措置を執ることが出来る。日本国政府は、施設及び区域の支持、警護及び管理のための合衆国軍隊の施設及び区域への出入の便を図るため、合衆国軍隊の要請があつたときは、合同委員会を通ずる両政府間の協議の上で、それらの施設及び区域に隣接し又はそれらの近傍の土地、領水及び空間において、関係法令の範囲内で必要な措置を執るものとする。合衆国も、また、合同委員会を通ずる両政府間の協議の上で前記の目的のため必要な措置を執ることが出来る。

2 合衆国は、1に定める措置を、日本国の領域への、領域からの又は領域内の航海、航空、通信又は陸上交通を不必要に妨げるような方法によつては執らないことに同意する。合衆国が使用する電波放射の装置が用いる周波数、電力及びこれらに類する事項に關するすべての問題は、両政府の当局間の取極により解決しなければならぬ。日本国政府は、合衆国軍隊が必要とする電気通信用電子装置に対する妨害を防止し又は除去するためのすべての合理的な措置を関係法令の範囲内で執るものとする。

3 合衆国軍隊が使用している施設及び区域における作業は、公共の安全に妥当な考慮を払つて行なわれなければならない。

第四条

1 合衆国は、この協定の終了の際又はその前に日本国に施設及び区域を返還するに當つて、当該施設及び区域をそれらが合衆国軍隊に提供された時の状態に回復し、又はその回復の代りに日本国に補償する義務を負わぬ。

2 日本国は、この協定の終了の際又はその前における施設及び区域の返還の際、当該施設及び区域に加えられていた改良又はそこに残される建物若しくはその他の工作物について、合衆国にいかなる補償をする義務も負わぬ。

3 前記の規定は、合衆国政府が日本国政府との特別取極に基づいて行なう建設には適用しない。

第五条

1 合衆国及び合衆国以外の国の船舶及び航空機で、合衆国によつて、合衆国のために又は合衆国の管理の下に公的目的地で運航されるものは、入港料又は着陸料を課せられないで日本国の港又は飛行場に入出入することが出来る。この協定による免除を享受されない貨物又は旅客がそれらの船舶又は航空機で運送されるときは、日本国の当局にその旨の通告を呈示しなければならない。その貨物又は旅客の日本国への入国及び同国からの出国は、日本国の法令による。

2 1に掲げる船舶及び航空機、合衆国政府所有の車両(機甲車両を含む)並びに合衆国軍隊の構成員及び軍用並びにそれらの家族は、合衆国軍隊が使用している施設及び区域に出入し、これらのものの間を移動し、及びこれらのものと日本国の港又は飛行場との間を移動することができる。合衆国の軍用車両の施設及び区域への出入並びにこれらのものの間の移動に、通常の状態においては、日本国の当局に適當な通告をしなければならない。その船舶は、強制水先を免除される。もつとも、水先人を使用したときは、應當する料率で水先料を支払わなければならない。

3 1に掲げる船舶が日本国の港に入る場合には、通常の状態においては、日本国の当局に適當な通告をしなければならない。その船舶は、強制水先を免除される。もつとも、水先人を使用したときは、應當する料率で水先料を支払わなければならない。

第六条

1 すべての非軍用及び軍用の航空交通管理及び通信の体系は、緊密に協調して発達を図るものとし、かつ、集団安全保障の利益を達成するため必要の程度に整合するものとする。この協調及び整合を図るため必要な手続及びそれに対するその後の変更は、両政府の当局間の取極によつて定める。

2 合衆国軍隊が使用している施設及び区域並びにそれらに隣接し又はそれらの近傍の領水に置かれ、又は設置される燈火その他の航行補助施設及び航空保安施設は、日本国で使用されている様式に合致しなければならない。これらの施設を設置した日本国及び合衆国の当局は、その位置及び特徴を相互に通告しなければならない。かつ、それらの施設を変更し、又は新たに設置する前に予告をしなければならない。

第七条

合衆国軍隊は、日本国政府の各省その他の機関に当該時に適用されて

いる条件よりも不利でない条件で、日本国政府が有し、管理し、又は規制するすべての公益事業及び公共の役務を利用することができ、並びにその利用における優先権を享有するものとする。

第八条

日本国政府は、両政府の当局間の取極に従い、次の気象業務を合衆国軍隊に提供することを約束する。

(a) 地上及び海上からの気象観測(気象観測船からの観測を含む)。

(b) 気象資料(気象庁の定期的概報及び過去の資料を含む)。

(c) 航空機の安全かつ正確な運航のため必要な気象情報を報ずる電気通信業務。

(d) 地震観測の資料(地震から生ずる津波の予想される程度及びその津波の影響を受ける区域の予報を含む)。

第九条

1 この条の規定に従うことを条件として、合衆国は、合衆国軍隊の構成員及び軍用並びにそれらの家族である者を日本国に入れることができる。

2 合衆国軍隊の構成員は、旅券及び査証に關する日本国の法令の適用から除外される。合衆国軍隊の構成員及び軍用並びにそれらの家族は、外国人の登録及び管理に關する日本国の法令の適用から除外される。ただし、日本国の領域における永久的な居所又は住所を要求する権利を取得するものとみなされない。

3 合衆国軍隊の構成員は、日本国

への入国又は日本国からの出国に
当たつて、次の文書を携帯しなけ
ればならない。

(a) 氏名、生年月日、階級及び番
号、軍の区分並びに写真と掲げ
る身分証明書

(b) その個人又は集団が合衆国軍
隊の構成員として有する地位及
び命令された旅行の証明となる
個別的又は集団的旅行の命令
書

合衆国軍隊の構成員は、日本国
にある間の身分証明のため、前記
の身分証明書を携帯していなけれ
ばならない。身分証明書は、要請
があるときは日本国の当局に提示
しなければならない。

4 軍属、その家族及び合衆国軍隊
の構成員の家族は、合衆国の当局
が発給した適当な文書を携帯し、
日本国への入国若しくは日本国か
らの出国に当たつて又は日本国に
ある間その身分を日本国の当局が
確認することができるようにしな
ければならない。

5 1 の規定に基づいて日本国に入
国した者の身分に変更があつてそ
の者がそのような入国の資格を有
しなくなつた場合には、合衆国の
当局は、日本国の当局にその旨を
通告するものとし、また、その者
が日本国から退去することを日本
国の当局によつて要求されたとき
は、日本国政府の負担によらない
で相当の期間内に日本国から輸送
することを確保しなければならない。
い。

6 日本国政府が合衆国軍隊の構成員

若しくは軍属の日本国の領域か
らの送出を要請し、又は合衆国軍
隊の旧構成員若しくは旧軍属に対
し若しくは合衆国軍隊の構成員、
軍属、旧構成員若しくは旧軍属の
家族に対し退去命令を出したとき
は、合衆国の当局は、それらの者
を自国の領域内に受け入れ、その
他日本国外に送出することにつき
責任を負ふ。この項の規定は、日本
国民でない者で合衆国軍隊の構成員
若しくは軍属として又は合衆国
軍隊の構成員若しくは軍属となる
ために日本国に入国したもの及び
それらの者の家族に対してのみ適
用する。

第十條
1 日本国は、合衆国が合衆国軍隊
の構成員及び軍属並びにそれらの
家族に対して発給した運転許可証
若しくは運転免許証又は軍の運転
許可証を、運転者試験又は手数料
を課さないで、有効なものとして
承認する。

2 合衆国軍隊及び軍属用の公用車
両は、それを容易に識別させる明
確な番号標又は個別の記号を付け
ていなければならない。

3 合衆国軍隊の構成員及び軍属並
びにそれらの家族の私有車両は、
日本国民に適用される条件と同一
の条件で取得する日本国の登録番
号標を付けていなければならない。

第十一條
1 合衆国軍隊の構成員及び軍属並
びにそれらの家族は、この協定中

に規定がある場合を除くほか、日
本国の税関当局が執行する法令に
服さなければならない。

2 合衆国軍隊、合衆国軍隊の公認
調達機関又は第十五条に定める諸
機関が合衆国軍隊の公用のため又
は合衆国軍隊の構成員及び軍属並
びにそれらの家族の使用のため輸
入するすべての資材、需品及び備品
並びに合衆国軍隊が専用すべき資
材、需品及び備品又は合衆国軍隊
が使用する物品若しくは施設に最
終的には合体されるべき資材、需
品及び備品は、日本国に入れるこ
とを許される。この輸入には、関税
その他の課徴金を課さない。前記
の資材、需品及び備品は、合衆国
軍隊、合衆国軍隊の公認調達機関
又は第十五条に定める諸機関が輸
入するものである旨の適当な証明
書（合衆国軍隊が専用すべき資
材、需品及び備品又は合衆国軍隊
が使用する物品若しくは施設に最
終的には合体されるべき資材、需
品及び備品にあつては、合衆国軍
隊が前記の目的のために受領すべ
き旨の適当な証明書）を必要とす
る。

3 合衆国軍隊の構成員及び軍属並
びにそれらの家族に仕向けられ、
かつ、これらの者の私用に供され
る財産には、関税その他の課徴金
を課する。ただし、次のものにつ
いては、関税その他の課徴金を課
さない。

(a) 合衆国軍隊の構成員若しくは
軍属が日本国で勤務するため最
初に到着した時に輸入し、又は
それらの家族が当該合衆国軍隊
の構成員若しくは軍属と同居す
るため最初に到着した時に輸入
するこれらの者の私用のための
家具及び家庭用品並びにこれら
の者が入国の際持ち込む私用の
ための身回り品

(b) 合衆国軍隊の構成員又は軍属
が自己又はその家族の私用のた
め輸入する車両及び部品

(c) 合衆国軍隊の構成員及び軍属
並びにそれらの家族の私用のた
め合衆国において通常日常用と
して購入される種類の合理的な
数量の衣類及び家庭用品で、合
衆国軍事郵便局を通じて日本国
に郵送されるもの

4 2 及び 3 で与える免除は、物の
輸入の場合のみに適用するもの
とし、関税及び国内消費税がすで
に徴収された物を購入する場合
に、当該物の輸入の際税関当局が
徴収したその関税及び国内消費税
を払いもどすものと解してはなら
ない。

5 税関検査は、次のものの場合に
は行なわないものとする。

(a) 命令により日本国に入国し、
又は日本国から出国する合衆国
軍隊の部隊

(b) 公用の封印がある公文書及び
合衆国軍事郵便路線上にある公
用郵便物

(c) 合衆国政府の船荷証券により
船積みされる軍事貨物

6 関税の免除を受けて日本国に輸
入された物は、日本国及び合衆国

の当局が相互間で合意する条件に
従つて処分を認める場合を除くは
か、関税の免除を受けて当該物を
輸入する権利を有しない者に対し
て日本国内で処分してはならな
い。

7 2 及び 3 の規定に基づき関税そ
の他の課徴金の免除を受けて日本
国に輸入された物は、関税その他
の課徴金の免除を受けて再輸出す
ることができる。

8 合衆国軍隊は、日本国の当局と
協力して、この条の規定に従つて
合衆国軍隊、合衆国軍隊の構成員
及び軍属並びにそれらの家族に与
えらるる特権の濫用を防止するた
め必要な措置を執らなければならない。

9 (a) 日本国の当局及び合衆国軍隊
は、日本国政府の税関当局が執
行する法令に違反する行為を防
止するため、調査の実施及び証
拠の収集について相互に援助し
なければならない。

(b) 合衆国軍隊は、日本国政府の
税関当局によつて又はこれに代
わつて行なわれる差押えを受け
るべき物件がその税関当局に引
き渡されることを確保するた
め、可能なすべての援助を与え
なければならない。

(c) 合衆国軍隊は、合衆国軍隊の
構成員若しくは軍属又はそれら
の家族が納付すべき関税、租税
及び罰金の納付を確保するた
め、可能なすべての援助を与え
なければならない。

(d) 合衆国軍隊に属する車両及び物件で、日本国政府の関税又は財務に關する法令に違反する行為に關連して日本国政府の税關当局が差し押えたものは、關係部隊の当局に引き渡さなければならぬ。

第十二条

1 合衆国は、この協定の目的のため又はこの協定で認められるところにより日本国で供給されるべき需品又は行なわれるべき工事のため、供給者又は工事を行なう者の選択に關して制限を受けないで契約することが出来る。そのような需品又は工事は、また、両政府の当局間で合意されるときは、日本国政府を通じて調達することが出来る。

2 現地で供給される合衆国軍隊の維持のために必要な資材、需品、備品及び役務でその調達が日本国の経済に不利な影響を及ぼすおそれがあるものは、日本国の権限のある当局との調整の下に、また、望ましいときは日本国の権限のある当局を通じて又はその援助を得て、調達しなければならない。

3 合衆国軍隊又は合衆国軍隊の公認調達機関が適当な証明書を附して日本国で公用のため調達する資材、需品、備品及び役務は、日本の次の租税を免除される。

- (a) 物品税
 - (b) 通行税
 - (c) 揮発油税
 - (d) 電気ガス税
- 最終的には合衆国軍隊が使用するため調達される資材、需品、備品及び役務は、合衆国軍隊の適当な証明書があれば、物品税及び揮発油税を免除される。両政府は、この条に明示していない日本の現在の又は将来の租税で、合衆国軍隊によつて調達され、又は最終的には合衆国軍隊が使用するため調達される資材、需品、備品及び役務の購入価格の重要なかつ容易に判別することが出来る部分をなすと認められるものに関するは、この条の目的に合致する免税又は税の軽減を認めるための手続について合意するものとする。

品及び役務は、合衆国軍隊の適当な証明書があれば、物品税及び揮発油税を免除される。両政府は、この条に明示していない日本の現在の又は将来の租税で、合衆国軍隊によつて調達され、又は最終的には合衆国軍隊が使用するため調達される資材、需品、備品及び役務の購入価格の重要なかつ容易に判別することが出来る部分をなすと認められるものに関するは、この条の目的に合致する免税又は税の軽減を認めるための手続について合意するものとする。

4 現地の業務に対する合衆国軍隊及び第十五条に定める諸機関の需要は、日本国の当局の援助を得て充足される。

5 所得税、地方住民税及び社会保険のための納付金を源泉徴収して納付するための義務並びに、相互間で別段の合意をする場合を除くほか、賃金及び諸手当に關する条件その他の雇用及び労働の条件、労働者の保護のための条件並びに労働関係に關する労働者の権利は、日本国の法令で定めるところによらなければならない。

6 合衆国軍隊又は、適当な場合には、第十五条に定める機関により労働者が解雇され、かつ、雇用契約が終了していない旨の日本国の裁判所又は労働委員会の決定が最終的なものとなつた場合には、次の手続が適用される。

(a) 日本国政府は、合衆国軍隊又は前記の機関に対し、裁判所又は労働委員会の決定を通報する。

(b) 合衆国軍隊又は前記の機関が当該労働者を就労させることを希望しないときは、合衆国軍隊又は前記の機関は、日本国政府から裁判所又は労働委員会の決定について通報を受けた後七日以内に、その旨を日本国政府に通告しなければならない。暫定的にその労働者を就労させないことが出来る。

(c) 前記の通告が行なわれたときは、日本国政府及び合衆国軍隊又は前記の機関は、事件の実際的な解決方法を見出すため遅滞なく協議しなければならない。

(d) (c)の規定に基づき協議の開始の日から三十日の期間内にそのような解決に到達しなかつたときは、当該労働者は、就労することが出来ない。このような場合には、合衆国政府は、日本国政府に対し、両政府間で合意される期間の当該労働者の雇用の費用に等しい額を支払わなければならない。

7 軍用は、雇用の条件に關して日本国の法令に服さない。

8 合衆国軍隊の構成員及び軍用並びにそれらの家族は、日本国における物品及び役務の個人的購入について日本国の法令に基づいて課される租税又は類似の公課の免除をこの条の規定を理由として享有することはない。

9 3に掲げる租税の免除を受けて日本国で購入した物は、日本国及び合衆国の当局が相互間で合意する条件に従つて処分を認める場合を除くほか、当該租税の免除を受ける

けて当該物を購入する権利を有しない者に対して日本国内で処分してはならない。

第十三条

1 合衆国軍隊は、合衆国軍隊が日本国において保有し、使用し、又は移転する財産について租税又は類似の公課を課されない。

2 合衆国軍隊の構成員及び軍用並びにそれらの家族は、これらの者が合衆国軍隊に勤務し、又は合衆国軍隊若しくは第十五条に定める諸機関に雇用された結果受ける所得について、日本国政府又は日本国にあるその他の課税権者に日本の租税を納付する義務を負わぬ。この条の規定は、これらの者に對し、日本国の源泉から生ずる所得についての日本の租税の納付を免除するものではなく、また、合衆国の所得税のために日本国に居所を有することを申し立てる合衆国市民に對し、所得についての日本の租税の納付を免除するものではない。これらの者が合衆国軍隊の構成員若しくは軍用又はそれらの家族であるという理由のみによつて日本国にある期間は、日本の租税の賦課上、日本国に居所又は住所を有する期間とは認めない。

3 合衆国軍隊の構成員及び軍用並びにそれらの家族は、これらの者が一時的に日本国にあることのみに基づいて日本国に所在する有体又は無体の財産の保有、使用、これらの者相互間の移転又は死亡による移転についての日本国における租税を免除される。ただし、こ

の免除は、投資若しくは事業を行なうため日本国において保有される財産又は日本国において登録された無体財産権には適用しない。この条の規定は、私有車両による道路の使用について納付すべき租税の免除を与える義務を定めるものではない。

第十四条

1 通常合衆国に居住する人(合衆国の法律に基づいて組織された法人を含む)及びその被用者で、合衆国軍隊のための合衆国との契約の履行のみを目的として日本国にあり、かつ、合衆国政府が2の規定に従い指定するものは、この条に規定がある場合を除くほか、日本国の法令に服さなければならない。

2 1にいう指定は、日本国政府との協議の上で行なわれるものとす。かつ、安全上の考慮、関係業者の技術上の適格要件、合衆国の標準に合致する資材若しくは役務の欠如又は合衆国の法令上の制限のため競争入札を実施することができない場合に限り行なわれるものとする。

前記の指定は、次のいずれかの場合には、合衆国政府が取り消すものとする。

(a) 合衆国軍隊のための合衆国との契約の履行が終つたとき。

(b) それらの者が日本国において合衆国軍隊関係の事業活動以外の事業活動に従事していることが立証されたとき。

(c) それらの者が日本国で違法とされる活動を行なつてゐるとき。

3 前記の人及びその被用者は、その身分に關する合衆国の当局の証明があるときは、この協定による次の利益を享受される。

(a) 第五条2に定める出入及び移動の権利。

(b) 第九条の規定による日本国への入国。

(c) 合衆国軍隊の構成員及び軍属並びにそれらの家族について第十一条3に定める関税その他の課徴金の免除。

(d) 合衆国政府により認められたときは、第十五条に定める諸機関の役務を利用する権利。

(e) 合衆国軍隊の構成員及び軍属並びにそれらの家族について第十九条2に定めるもの。

(f) 合衆国政府により認められたときは、第二十条に定めるところにより軍票を使用する権利。

(g) 第二十一条に定める郵便施設の利用。

(h) 雇用の条件に關する日本国の法令の適用からの除外。

4 前記の人及びその被用者は、その身分の者であることが旅券に記載されていなければならず、その到着、出発及び日本国にある間の居所は、合衆国軍隊が日本国の当局に随時に通告しなければならぬ。

5 前記の人及びその被用者が1に掲げる契約の履行のためにのみ保有し、使用し、又は移転する減価償却資産(家屋を除く。)について

ては、合衆国軍隊の権限のある官憲の証明があるときは、日本の租税又は類似の公課を課されない。

6 前記の人及びその被用者は、合衆国軍隊の権限のある官憲の証明があるときは、これらの者が一時的に日本国にあることのみに基づいて日本国に所在する有体又は無体の動産の保有、使用、死亡による移転又はこの協定に基づいて租税の免除を受ける権利を有する人若しくは機關への移転についての日本国における租税を免除される。ただし、この免除は、投資のため若しくは他の事業を行なうため日本国において保有される財産又は日本国において登録された無体財産権には適用しない。この条の規定は、私有車両による道路の使用について納付すべき租税の免除を与える義務を定めるものではない。

7 1に掲げる人及びその被用者は、この協定に定めるいすれかの施設又は区域の建設、維持又は運営に關して合衆国政府と合衆国において結んだ契約に基づいて発生する所得について、日本国政府又は日本国にあるその他の課税権者に所得税又は法人税を納付する義務を負わない。この項の規定は、これらの者に對し、日本国の源泉から生ずる所得についての所得税又は法人税の納付を免除するものではなく、また、合衆国の所得税のために日本国に居所を有することを申し立てる前記の人及びその被用者に對し、所得についての日本の租税の納付を免除するものではない。こ

れらの者が合衆国政府との契約の履行に關してのみ日本国にある期間には、前記の租税の賦課上、日本国に居所又は住所を有する期間とは認めない。

8 日本国の当局は、1に掲げる人及びその被用者に對し、日本国において犯す罪で日本国の法令によつて罰することが出来るものについて裁判権を行使する第一次の権利を有する。日本国の当局が前記の裁判権を行使しないことに決定した場合においては、日本国の当局は、できる限りすみやかに合衆国の軍当局にその旨を通告しなければならぬ。この通告があつたときは、合衆国の軍当局は、これらの者に對し、合衆国の法令により与えられた裁判権を行使する権利を有する。

第十五条

1(a) 合衆国の軍当局が公認し、かつ、規制する海軍販売所、ビー・エックス、食堂、社交クラブ、劇場、新聞その他の設け出資金による諸機關は、合衆国軍隊の構成員及び軍属並びにそれらの家族の利用に供するため、合衆国軍隊が使用している施設及び区域内に設置することが出来る。これらの諸機關は、この協定に別段の定めがある場合を除くほか、日本の規制、免許、手数料、租税又は類似の管理に服さない。

(b) 合衆国の軍当局が公認し、かつ、規制する新聞が一般の公衆に販売されるときは、当該新聞は、その頒布に關する限り、日

本の規制、免許、手数料、租税又は類似の管理に服する。

2 これらの諸機關による商品及び役務の販売には、1(b)に定める場合を除くほか、日本の租税を課さず、これらの諸機關による商品及び備品の日本国内における購入には、日本の租税を課する。

3 これらの諸機關が販売する物品は、日本国及び合衆国の当局が相互間で合意する条件に従つて処分を認める場合を除くほか、これらの諸機關から購入することを認められない者に對して日本国内で処分してはならない。

4 この条に掲げる諸機關は、日本国の当局に對し、日本国の税法が要求するところにより資料を提供するものとする。

第十六条

日本国において、日本国の法令を尊重し、及びこの協定の精神に反する活動、特に政治的活動を慎むことは、合衆国軍隊の構成員及び軍属並びにそれらの家族の義務である。

第十七条

1 この条の規定に従ふことを条件として、

(a) 合衆国の軍当局は、合衆国の軍法に服するすべての者に對し、合衆国の法令により与えられたすべての刑事及び懲戒の裁判権を日本国において行使する権利を有する。

(b) 日本国の当局は、合衆国軍隊の構成員及び軍属並びにそれらの家族に對し、日本国の領域内で犯す罪で日本国の法令によつ

て罰することが出来るものについて、裁判権を有する。

2(a) 合衆国の軍当局は、合衆国の軍法に服する者に對し、合衆国の法令によつて罰することが出来る罪で日本国の法令によつては罰することができないもの(合衆国の安全に關する罪を含む。)について、專屬的裁判権を行使する権利を有する。

(b) 日本国の当局は、合衆国軍隊の構成員及び軍属並びにそれらの家族に對し、日本国の法令によつて罰することが出来る罪で合衆国の法令によつては罰することができないもの(日本国の安全に關する罪を含む。)について、專屬的裁判権を行使する権利を有する。

(c) 2及び3の規定の適用上、国の安全に關する罪は、次のものを含む。

(i) 当該國に對する反逆

(ii) 妨害行為(サボタージュ)、諜報行為又は当該國の公務上若しくは国防上の秘密に關する法令の違反

3 裁判権を行使する権利が競合する場合においては、次の規定が適用される。

(a) 合衆国の軍当局は、次の罪については、合衆国軍隊の構成員又は軍属に對して裁判権を行使する第一次の権利を有する。

(i) もつぱら合衆国の財産若しくは安全のみに對する罪又はもつぱら合衆国軍隊の他の構成員若しくは軍属若しくは合衆国軍隊の構成員若しくは軍

国の家族の身体若しくは財産のみに対する罪

(ii) 公務執行中の作為又は不作為から生ずる罪

(b) その他の罪については、日本国の当局が、裁判権を行使する第一次の権利を有する。

(c) 第一次の権利を有する国は、裁判権を行使しないことに決定したときは、できる限りすみやかに他方の国の当局にその旨を通告しなければならない。第一次の権利を有する国の当局は、他方の国がその権利の放棄を特に重要であると認めた場合において、その他方の国の当局から要請があつたときは、その要請に好意的考慮を払わなければならない。

4. 前諸項の規定は、合衆国の軍当局が日本国民又は日本国に通常居住する者に対し裁判権を行使する権利を有することを意味するものではない。ただし、それらの者が合衆国軍隊の構成員であるときは、この限りでない。

5 (a) 日本国の当局及び合衆国の軍当局は、日本国の領域内における合衆国軍隊の構成員若しくは軍属又はそれらの家族の逮捕及び前諸項の規定に従つて裁判権を行使すべき当局へのそれらの者の引渡しについて、相互に援助しなければならない。

(b) 日本国の当局は、合衆国の軍当局に対し、合衆国軍隊の構成員若しくは軍属又はそれらの家族の逮捕についてすみやかに通告しなければならない。

(c) 日本国が裁判権を行使すべき合衆国軍隊の構成員又は軍属たる被疑者の拘禁は、その者の身柄が合衆国の手中にあるときは、日本国により公訴が提起されるまでの間、合衆国が引き続き行なうものとする。

6 (a) 日本国の当局及び合衆国の軍当局は、犯罪についてのすべての必要な捜査の実施並びに証拠の収集及び提出（犯罪に関連する物件の押収及び相当な場合にはその引渡しを含む）について、相互に援助しなければならない。ただし、それらの物件の引渡しは、引渡しを行なう当局が定める期間内に還付されることを条件として行なうことができる。

(b) 日本国の当局及び合衆国の軍当局は、裁判権を行使する権利が競合するすべての事件の処理について、相互に通告しなければならない。

7 (a) 死刑の判決は、日本国の法制が同様の場合に死刑を規定していない場合には、合衆国の軍当局が日本国内で執行してはならない。

(b) 日本国の当局は、合衆国の軍当局がこの条の規定に基づいて日本国の領域内で言ひ渡した自由刑の執行について合衆国の軍当局から援助の要請があつたときは、その要請に好意的考慮を払わなければならない。

8 被告人がこの条の規定に従つて日本国の当局又は合衆国の軍当局のいずれかにより裁判を受けた場合

合において、無罪の判決を受けたとき、又は有罪の判決を受けて服役しているとき、服役したとき、若しくは赦免されたときは、他方の国の当局は、日本国の領域内において同一の犯罪について重ねてその者を裁判してはならない。ただし、この項の規定は、合衆国の軍当局が合衆国軍隊の構成員を、その者が日本国の当局により裁判を受けた犯罪を構成した作為又は不作為から生ずる軍紀違反について、裁判することを妨げるものではない。

9 合衆国軍隊の構成員若しくは軍属又はそれらの家族は、日本国の裁判権に基づいて公訴を提起された場合には、いつでも、次の権利を有する。

(a) 遅滞なく迅速な裁判を受ける権利

(b) 公判前に自己に対する具体的な訴因の通知を受ける権利

(c) 自己に不利な証人と対決する権利

(d) 証人が日本国の管轄内にあるときは、自己のために強制的手続により証人を求める権利

(e) 自己の弁護のため自己の選択する弁護人をもつ権利又は日本国でその当時通常行なわれていた条件に基づき費用を要しない若しくは費用の補助を受けて弁護人をもつ権利

(f) 必要と認めるときは、有能な通訳を用いる権利

(g) 合衆国の政府の代表者と連絡する権利及び自己の裁判にその代表者を立ち会わせる権利

10 (a) 合衆国軍隊の正規に編成された部隊又は編成隊は、第二条の規定に基づき使用する施設及び区域において警察権を行なう権利を有する。合衆国軍隊の軍事警察は、それらの施設及び区域において、秩序及び安全の維持を確保するためすべての適当な措置を執ることが出来る。

(b) 前記の施設及び区域の外部においては、前記の軍事警察は、必ず日本国の当局との取極に従うことを条件とし、かつ、日本国の当局と連絡して使用されるものとし、その使用は、合衆国軍隊の構成員の間の規律及び秩序の維持のため必要な範囲内に限るものとする。

11 相互協力及び安全保障条約第五条の規定が適用される敵対行為が生じた場合には、日本国政府及び合衆国政府のいずれの一方も、他方の政府に対し六十日前に予告を与へることによつて、この条のいずれの規定の適用も停止させる権利を有する。この権利が行使されたときは、日本国政府及び合衆国政府は、適用を停止される規定に代わるべき適当な規定を合意する目的をもつて直ちに協議しなければならない。

12 この条の規定は、この協定の効力発生前に犯したいかなる罪にも適用しない。それらの事件に対しては、日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障条約第三条に基づく行政協定第十七条の当該時に存在した規定を適用する。

第十八条

1 各当事国は、自国が所有し、かつ、自国の陸上、海上又は航空の防衛隊が使用する財産に対する損害については、次の場合には、他方の当事国に対するすべての請求権を放棄する。

(a) 損害が他方の当事国の防衛隊の構成員又は被用者によりその者の公務の執行中に生じた場合

(b) 損害が他方の当事国が所有する車両、船舶又は航空機でその防衛隊が使用するものの使用から生じた場合。ただし、損害を与えた車両、船舶若しくは航空機が公用のため使用されていたとき、又は損害が公用のため使用されている財産に生じたときに限る。

海難救助についての一方の当事国の他方の当事国に対する請求権は、放棄する。ただし、救助された船舶又は積荷が、一方の当事国が所有し、かつ、その防衛隊が公用のため使用しているものであつた場合に限る。

2 (a) いずれか一方の当事国が所有するその他の財産で日本国内にあるものに対して1に掲げるようにして損害が生じた場合には、両政府が別段の合意をしない限り、(b)の規定に従つて選定される一人の仲裁人が、他方の当事国の責任の問題を決定し、及び損害の額を査定する。仲裁人は、また、同一の事件から生ずる反対の請求を裁定する。

- (b) (a)に掲げる仲裁人は、両政府間の合意によつて、司法関係の上級の地位を現に有し、又は有したことがある日本国民の中から選定する。
- (c) 仲裁人が行なつた裁定は、両当事国に対して拘束力を有する最終的なものとする。
- (d) 仲裁人が裁定した賠償の額は、5 (e) (i)、(ii)及び(iii)の規定に従つて分担される。
- (e) 仲裁人の報酬は、両政府間の合意によつて定め、両政府が、仲裁人の任務の遂行に伴う必要な費用とともに、均等の割合で支払う。
- (f) もつとも、各当事国は、いかなる場合においても千四百合衆国ドル又は五十万四千円までの額については、その請求権を放棄する。これらの通貨の間の為替相場に著しい変動があつた場合には、両政府は、前記の額の適当な調整について合意するものとする。

- 5 公務執行中の合衆国軍隊の構成員若しくは被用者の作爲若しくは不作爲又は合衆国軍隊が法律上責任を有するその他の作爲、不作爲若しくは事故で、日本国において日本国政府以外の第三者に損害を与えたものから生ずる請求権（契約による請求権及び6又は7の規定の適用を受ける請求権を除く）は、日本国が次の規定に従つて処理する。
- (a) 請求は、日本国の自衛隊の行動から生ずる請求権に関する日本国の法令に従つて、提起し、審査し、かつ、解決し、又は裁判する。
- (b) 日本国は、前記のいかなる請求をも解決することができるとのとし、合意され、又は裁判により決定された額の支払を日本国で行なう。
- (c) 前記の支払（合意による解決に従つてされたものであると日本国の権限のある裁判所による裁判に従つてされたものであるとを問わない）又は支払を認めない旨の日本国の権限のある裁判所による確定した裁判は、両当事国に対し拘束力を有する最終的なものとする。
- (d) 日本国が支払をした各請求は、その明細並びに(e) (i)及び(ii)の規定による分担案とともに、合衆国の当局に通知しなければならぬ。二箇月以内に回答がなかつたときは、その分担案は、受諾されたものとみなす。
- (e) (a)から(d)まで及び2の規定に従ひ請求を満たすために要した費用は、両当事国が次のとおり分担する。

- (i) 合衆国のみが責任を有する場合に、裁定され、合意され、又は裁判により決定された額は、その二十五パーセントを日本国が、その七十五パーセントを合衆国が分担する。
- (ii) 日本国及び合衆国が損害について責任を有する場合に、裁定され、合意され、又は裁判により決定された額は、両当事国が均等に分担する。損害が日本国又は合衆国の自衛隊によつて生じ、かつ、その損害をこれらの自衛隊のいずれか一方又は双方の責任として特定することができない場合には、裁定され、合意され、又は裁判により決定された額は、日本国及び合衆国が均等に分担する。
- (iii) 比率に基づく分担案が受諾された各事件について日本国が六箇月の期間内に支払つた額の明細書は、支払要請書とともに、六箇月ごとに合衆国の当局に送付する。その支払は、できる限りすみやかに日本国で行なわなければならない。
- (f) 合衆国軍隊の構成員又は被用者（日本の国籍のみを有する被用者を除く）は、その公務の執行から生ずる事項については、日本国においてその者に対して与えられた判決の執行手続に服さない。

- 6 この項の規定は、(e)の規定が2に定める請求権に適用される範囲を除くほか、船舶の航行若しくは運用又は貨物の船積み、運送若しくは陸揚げから生じ、又はそれらに関連して生ずる請求権には適用しない。ただし、4の規定の適用を受けない死亡又は負傷に対する請求権については、この限りでない。
- (a) 日本国の当局は、当該事件に関するすべての事情（損害を受けた者の行動を含む）を考慮して、公平かつ公正に請求を審査し、及び請求人に対する補償金を査定し、並びにその事件に関する報告書を作成する。
- (b) その報告書は、合衆国の当局に交付するものとし、合衆国の当局は、遅滞なく慰謝料の支払を申し出るかどうかを決定し、かつ、申し出る場合には、その額を決定する。
- (c) 慰謝料の支払の申出があつた場合において、請求人がその請求を完全に満たすものとしてこれを受諾したときは、合衆国の当局は、みずから支払をしななければならない。かつ、その決定及び支払つた額を日本国の当局に通知する。

- (d) この項の規定は、支払が請求を完全に満たすものとして行なわれたものでない限り、合衆国軍隊の構成員又は被用者に対する訴えを受理する日本国の裁判所の裁判権に影響を及ぼすものではない。
- 7 合衆国軍隊の車両の許可されていない使用から生ずる請求権は、合衆国軍隊が法律上責任を有する場合を除くほか、6の規定に従つて処理する。
- 8 合衆国軍隊の構成員又は被用者の不法の作爲又は不作爲が公務執行中にされたものであるかどうか、また、合衆国軍隊の車両の使用が許可されていいたものであるかどうかについて紛争が生じたときは、その問題は、2 (b)の規定に従つて選任された仲裁人に付託するものとし、この点に関する仲裁人の裁定は、最終的なものとする。
- 9 (a) 合衆国は、日本国の裁判所の民事裁判権に關しては、5 (i)に定める範囲を除くほか、合衆国軍隊の構成員又は被用者に対する日本国の裁判所の裁判権からの免除を請求してはならない。
- (b) 合衆国軍隊が使用している施設及び区域内に日本国の法律に基づき強制執行を行なうべき私有的財産（合衆国軍隊が使用している財産を除く）があるときは、合衆国の当局は、日本国の裁判所の要請に基づき、その財産を差し押えて日本国の当局に引き渡さなければならない。
- (c) 日本国及び合衆国の当局は、この条の規定に基づく請求の公

平な審理及び処理のための証拠の入手について協力するものとする。

10 合衆国軍隊による又は合衆国軍隊のための資材、需品、備品、役務及び労働の調達に関する契約から生ずる紛争でその契約の当事者によつて解決されないものは、調停のため合同委員会に付託することができ。ただし、この項の規定は、契約の当事者が有することのある民事の訴えを提起する権利を害するものではない。

11 この条にいう「防衛隊」とは、日本国についてはその自衛隊をいい、合衆国についてはその軍隊をいふものと了解される。

12 2及び5の規定は、非戦闘行為に伴つて生じた請求権についてのみ適用する。

13 この条の規定は、この協定の効力発生前に生じた請求権には適用しない。それらの請求権は、日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障条約第三条に基く行政協定第十八条の規定によつて処理する。

第十九条

1 合衆国軍隊の構成員及び軍属並びにそれらの家族は、日本国政府の外国為替管理に服さなければならない。

2 1の規定は、合衆国ドル若しくはドル証券で、合衆国の公金であるもの、合衆国軍隊の構成員及び軍属がこの協定に関連して勤務し、若しくは雇用された結果取得したもの又はこれらの者及びそれらの家族が日本国外の源泉から取得したものの日本国内又は日本国

外への移転を妨げるものと解してはならない。

3 合衆国の当局は、2に定める特権の濫用又は日本国の外国為替管理の回避を防止するため適当な措置を執らなければならない。

第二十條

1 (a) ドルをもつて表示される合衆国軍票は、合衆国によつて認可された者が、合衆国軍隊の使用している施設及び区域内における相互間の取引のため使用することができ。合衆国政府は、合衆国の規則が許可場合を除くほか、認可された者が軍票を用いる取引に従事することを禁止するよう適当な措置を執るものとする。日本国政府は、認可されない者が軍票を用いる取引に従事することを禁止するため必要な措置を執るものとし、また、合衆国の当局の援助を得て、軍票の偽造又は偽造軍票の使用に関与する者で日本国の当局の裁判権に服すべきものを逮捕し、及び処罰するものとする。

(b) 合衆国の当局が、認可されない者に対し軍票を行使する合衆国軍隊の構成員及び軍属並びにそれらの家族を逮捕し、及び処罰すること並びに、日本国における軍票の許されない使用の結果として、合衆国又はその機関が、その認可されない者又は日本国政府若しくはその機関に対していかなる義務をも負うことはないことが合意される。

2 軍票の管理を行なうため、合衆国は、その監督の下に、合衆国が軍票の使用を認可した者の用に供する施設を維持し、及び運営する一定のアメリカの金融機関を指定することができ。軍用銀行施設を維持することを認められた金融機関は、その施設を当該機関の日本国における商業金融業務から場所的に分離して設置し、及び維持するものとし、これに、この施設を維持し、かつ、運営することを唯一の任務とする職員を置く。この施設は、合衆国通貨による銀行勘定を維持し、かつ、この勘定に関するすべての金融取引（第十九条2に定める範囲内における資金の受領及び送付を含む）を行なうことを許される。

第二十一條

合衆国は、合衆国軍隊の構成員及び軍属並びにそれらの家族が利用する合衆国軍事郵便局を、日本国にある合衆国軍事郵便局間及びこれらの軍事郵便局と他の合衆国郵便局との間における郵便物の送達のため、合衆国軍隊が使用している施設及び区域内に設置し、及び運営することができ。

第二十二條

合衆国は、日本国に在留する資格の合衆国市民で合衆国軍隊の予備役団体への編入の申請を行なうものと同団体に編入し、及び訓練することができ。

第二十三條

日本国及び合衆国は、合衆国軍隊、合衆国軍隊の構成員及び軍属並びにそれらの家族並びにこれらのもの

の財産の安全を確保するため随時に必要となるべき措置を執ることに同意するものとする。日本国政府は、その領域において合衆国の設備、備品、財産、記録及び公務上の情報の十分な安全及び保護を確保するため、並びに適用されるべき日本国の法令に基づいて犯人を罰するため、必要な立法を求め、及び必要なその他の措置を執ることに同意する。

第二十四條

1 日本国に合衆国軍隊を維持することに伴うすべての経費は、2に規定するところにより日本国が負担すべきものを除くほか、この協定の存続期間中日本国に負担をかけるまいで合衆国が負担することが合意される。

2 日本国は、第二条及び第三条に定めるすべての施設及び区域並びに路線（飛行場及び港における施設及び区域のように共同に使用される施設及び区域を含む。）をこの協定の存続期間中合衆国に負担をかけるまいで提供し、かつ、相当の場合には、施設及び区域並びに路線の所有者及び提供者に補償を行なうことが合意される。

3 この協定に基づいて生ずる資金上の取引に適用すべき経理のため、日本国政府と合衆国政府との間に取極を行なうことが合意される。

第二十五條

1 この協定の実施に関して相互間の協議を必要とするすべての事項に関する日本国政府と合衆国政府との間の協議機関として、合同委員会を設置する。合同委員会は、特に、合衆国が相互協力及び安全保障条約の目的の遂行に当たつて使用するため必要とされる日本国内の施設及び区域を決定する協議機関として、任務を行なう。

2 合同委員会は、日本国政府の代表者一人及び合衆国政府の代表者一人で組織し、各代表者は、一人又は二人以上の代理及び職員団を有するものとする。合同委員会は、その手続規則を定め、並びに必要な補助機関及び事務機関を設ける。合同委員会は、日本国政府又は合衆国政府のいずれか一方の代表者の要請があるときはいつでも直ちに会合することができるよう組織する。

3 合同委員会は、問題を解決することができないときは、適当な経路を通じて、その問題をそれぞれ政府にさらに考慮されるように移すものとする。

第二十六條

1 この協定は、日本国及び合衆国によりそれぞれ国内法上の手続に従つて承認されなければならない。その承認を通知する公文が交換されるものとする。

2 この協定は、1に定める手続が完了した後、相互協力及び安全保障条約の効力発生の日に効力を生じ、千九百五十二年二月二十八日に東京で署名された日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障条約第三条に基く行政協定（改正を含む）は、その時に終了する。

3 この協定の各当事国の政府は、この協定の規定中その実施のため

予算上及び立法上の措置を必要とするものについて、必要なその措置を立法機関に求めることを約束する。

第二十七条

いずれの政府も、この協定のいずれの条についてもその改正をいつでも要請することができる。その場合には、両政府は、適当な経路を通じて交渉するものとする。

第二十八条

この協定及びその合意された改正は、相互協力及び安全保障条約が有効である間、有効とする。ただし、それ以前に両政府間の合意によつて終了させたときは、この限りでない。

以上の証拠として、下名の全権委員は、この協定に署名した。

千九百六十年一月十九日にワシントンで、ひとしく正文である日本語及び英語により本書二通を作成した。

日本国のために

岸 信介

藤山愛一郎

石井光次郎

足立 正

朝海浩一郎

アメリカ合衆国のために

クリスチャン・A・ハー

ター

ダグラス・マックアーサー

二世

J・グレイアム・パースンズ

三月十一日本委員会に左の案件を付託された。

一、日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約承認反対に関する請願(第七九二号)

第七九二号 昭和三十五年三月三日受理

日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約承認反対に関する請願

請願者 東京都千代田区霞ヶ関

一ノ一法曹会館内全法

務労働組合内 高山芳

巳外六名

紹介議員 高田なほ子君

さきに日本政府とアメリカ政府との間で調印された「日本国とアメリカ合衆

国との間の相互協力及び安全保障条約」は、緊張緩和の方向にある世界の

大勢に逆行するものであり、平和を愛する国民の意志をふみにじり、軍事費

の増大を余儀なくされて国民生活をい

ちじるしく圧迫する結果を招来するも

のであるから、本条約を承認しないよ

う配慮せられたいとの請願。

昭和三十五年三月二十三日印刷

昭和三十五年三月二十四日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局